

「準中型自動車免許」新設されます。

□免許制度の改正が行われ、新たな制度が平成 29 年 3 月 12 日からスタートします。

これは「準中型自動車免許」で、18 歳以上で取得ができ、車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満のトラックの運転ができるようになり、普通免許の経験がなくても取得できるので、運送事業者の高卒の新卒者雇用が促進され、ドライバー確保につながるのではと期待されています。

では、現行の免許制度と改正後の免許制度の違いが以下の表になります。

【現行の免許制度】

自動車の種類	車両総重量	第一種免許の種類	受験資格
大型自動車	11 トン以上	大型自動車免許	・ 21 歳以上 ・ 普通免許等保有通算 3 年以上
中型自動車	11 トン未満 5 トン以上	中型自動車免許	・ 20 歳以上 ・ 普通免許等保有通算 2 年以上
普通自動車	5 トン未満	普通自動車免許	・ 18 歳以上



【改正後の免許制度】

自動車の種類	車両総重量	第一種免許の種類	受験資格
大型自動車	11 トン以上	大型自動車免許	・ 21 歳以上 ・ 普通免許等保有通算 3 年以上
中型自動車	11 トン未満 7.5 トン以上	中型自動車免許	・ 20 歳以上 ・ 普通免許等保有通算 2 年以上
準中型自動車	7.5 トン未満 3.5 トン以上	準中型自動車免許	・ 18 歳以上
普通自動車	3.5 トン未満	普通自動車免許	・ 18 歳以上

□現行の制度においては、普通免許で運転できるトラックは 2 トン車のみです。2 トン車とは、車両総重量 5 トン未満、最大積載量 3 トン未満のトラックです。

中型自動車といわれる 4 トン車を運転するには、普通免許取得して 2 年待って中型免許を取得しなければ運転することができません。4 トン車とは、車両総重量 8 トン以下、最大積載量 5 トン以下のトラックです。

そこで、18 歳から「準中型免許」を取得でき、4 トン車を運転できるように免許制度の改正を行い新卒雇用の促進につながるように思われますが、以下の内容にご注意ください。

*改正後の免許制度では、準中型自動車の車両総重量が 3.5 トン以上 7.5 トン未満になっています。業界一般的な 4 トン車の車両総重量は約 7.7 トン～7.9 トンぐらい

(車両によって異なります)が一般的です。ということは、運送事業者の所有しているトラックによっては 18 歳で準中型免許を持っても 4 トン車は運転できないことになります。

ここがポイントで、運転できるかできないか判断するのは、最大積載量ではなく車両総重量であることです。

準中型免許も持っているから 4 トン車を運転できると誤解をしてしまつて、車両総重量 7.5 トン以上の 4 トン車を運転させてしまうと無免許運転になり、重い行政処分を科されてしまいますので、必ず車検証で車両総重量を確認し、無免許運転にならないよう注意する必要があります。

ちなみに、普通免許のみでは車両総重量が 3.5 トン未満のトラックしか運転できなくなるので、普通免許で 2 トン車を運転できるとの誤解にもご注意くださいと思います。

ご相談、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

□ 行政書士福田事務所 代 表 福田義信 TEL : 044-299-9731

□ 行政書士法人シグマ 代表社員 阪本浩毅 TEL : 03-6868-7256 (銀座オフィス)